

# 公益財団法人 神戸国際医療交流財団における競争的研究費等の 適正管理に関する基本方針について

令和4年3月23日

公益財団法人神戸国際医療交流財団における競争的研究費等の適正管理に関する規程第4条第2項に掲げる競争的研究費等に係る不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

- (1) 不正防止対策に当たって、研究員・職員等の取るべき行動を明確にする。
- (2) 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
- (3) 不正防止対策に当たって、競争的研究費等の運営及び管理並びにそれらに必要となるルールに関する研究院・職員等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
- (4) 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
- (5) 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。